

第十回 参議院内閣委員会會議録第十六号

昭和二十六年三月二十六日(月曜日)午前十一時二十九分開会

本日の會議に付した事件

○運輸省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

都合によりましてこの際運輸省設置法等の一部を改正する法律案、予備審査であります、これを議題といたします。

○國務大臣(山崎猛君) 只今議題となりました運輸省設置法等の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

このたびの改正は、第一には運輸審議会に審理官制度を設けることとあります。運輸審議会は御承知のように、鉄道、道路運送事業、定期航路事業等の免許、運賃の認可等運輸行政の根幹ともいふべき行政につきまして、運輸大臣の意思決定に参画する機関であります。その事務は重要且つ複雑なものであります。然るに、現在運輸審議会は七人の委員が何等補助機関も持たずにすべての事業を審理しておりますので、運輸審議会の行う事務を補助させる職員を置く必要が起つたのであります。

又、運輸事業の免許、運賃の認可等は公共の福祉に重大な関係がありますので、運輸審議会の決定は、公聴会による審理を経て行うことが理想的であります。従つて成るべく公聴会を開き、それを運輸行政に経験の深い審理官に主宰させて事業の免許、運賃の認可等の事業の決定の基礎となる事実の審理をさせ、その結果を報告書として提出させ、運輸審議会はこれを審理して決定を行い、これを運輸大臣に答申するようにいたしたいのであります。即ち運輸審議会の決定手続をより慎重に行ふ必要があるものであります。勿論審理官は、運輸審議会の補助機関でありますから、特に重要である事業については、運輸審議会のみならず、又は委員をして公聴会を行わせ、審理を行うことが出来ることにいたしたのであります。

更に審理官又は公聴会を主宰する委員の報告書は利害関係人に提示し、それに事実の誤謬があれば、その申立を聞いて再審理を行うというように運輸審議会の決定手続を公開することによつて運輸行政の適正な遂行を徹底するものであります。これが審理官制度を設ける理由であります。

改正の第二点は、関係法令の制定改廃に伴うものであります。その主なものは、すでに廃止した船舶公団、期間より船料審議会の規定を削除するほか、国際観光ホテル整備法、通訳案内業法、船舶運航令等の制定に伴い、運輸省の権限、所掌事務の規定を整理するものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上速かに可決せられんことをお願いいたします次第であります。

○委員長(河井彌八君) 運輸省設置法等の一部を改正する法律案につきまして、大臣の提案理由の説明を聞いただけで本日は終了しようと思ひます。この際何か運輸省関係について重要なことについて御質疑がありますれば、御発言願ひます。

○中井光次君 直接今の改正案についてではございませんが、かねて本委員会においても関心を持っております。この民間航空事業の開始の問題であります。従来伺つておるところによりますと、外国の現在日本に入つて来ておる航空会社のヨーロッパシオンで新たな会社ができ、国内の民間航空事業を行うというように承わつておつたのであります。又その後民間航空会社の設立申請等がだん／＼方々から出て来ておるうちに新聞などで拜見しておりますが、その間の事情は如何なることになつておるのでありますか。そういうことの出で来ることは今までは違つて民間航空そのものは日本の国の仕事としてやらすという方向に向いておるのであるというように思われるのであります。果して然らば誠に欣快なこととありますが、どういふことになつておりますか。元来言へば、民間航空もすでに二

月、三月の候には開始せられるというように昨年の我々の調査の時には承わつておつたのであります。が、事業の開始も遅れておりますのは一面その間何らかの変更があるのではないかと、うことを想像せられるのであります。

運輸大臣に御説明をお願いしたい。

○國務大臣(山崎猛君) 只今のお尋ねと申しますか、御質疑と申しますか、誠にこの場合適切なお尋ねであると考えられるのであります。運輸当局としては、是非この機会を得て最近の民間航空事業の状態を御報告申し上げたいと考えておつた次第であります。ただ今日は御日程の御都合もありましようが、御都合ができれば、只今からお答えを申し上げてもよろしいのであります。し、御日程の御都合では次の機会をお選び下つて委員長より御指示があればそれに基いて事務当局等揃えて詳細御報告申し上げたいと考えるのであります。いづれにしても当委員会のみならず全国民が待望し、期待しておる民間航空事業のことであり、而も只今お尋ねのありました通りに、昨年の十二月の席上で御報告申し上げた当時の條件とは飛躍した日本国民の希望に副うような条件に置き替へられたのであります。その線に沿つて運輸当局者としては努力しておる次第であります。から、どうしても国会、こういう委員会の席上においては詳細に御報告申し上げたい、こう考えておるような次第であります。お答え申上げる時期等については、委員長の御指示を仰いで、その時に出席してお答え申上げたいと、かように考えております。

○委員長(河井彌八君) 諸君にお諮り申し上げます。只今中井君の御質疑は大臣の説明によりまして極めて重要なことと考えます。従ひまして本日の日程において予期してない事柄でありますから、最近の機会に詳しく説明を伺うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(河井彌八君) ではさうに決定いたします。ちよつと速記をとめて。

「速記中止」

○委員長(河井彌八君) 速記を始め、これより国家行政組織法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。すでに本案につきましては質疑応答等五回も委員会を開きまして相当に詳しく進めております。大体結論に達していると思ひます。つきましてはもう本日はこれで以て討議に入りたいと思ひます。従ひましてこの際修正意見もおありになりますか。又は、修正意見もお述べを願ひます。又それに従つて必要な事項について政府に対して決意を促す必要がありましますならば、それを又同時に御発言をお願いいたします。

○カニエ邦彦君 この案件につきまして、今委員長が申されました通り、相当何回にも亘つて内容の検討をして参つたので、もうこれ以上議論はないと思ひますが、ただこの

際政府に明確に一つ聞いて置きたいことは、審議会、協議会の、この法律ができてから以後の分についてはいいのでありますが、現在までに、すでにできているものに対しては、どうこれを整理し、どうやうて行くかという政府の確信のほどを確かめて置きたい。そのしなれば折角我々が法案を作つても、その残余の分になつたものでは何にもならないので、こういう意味からしまして一つ決意のほどを伺つて置きたいと、こう思うのであります。

○政府委員(城義臣君) 只今カニエさんのほうから決意のほどをということでは、只今のこの審議会、協議会の点につきましては、現在でございます二百三十六のうち、七十につきましてはこれを整理したいと思ひまして、明日の閣議に提出する予定をいたしておるのであります。なお先般来問題になつておりました例の閣と申しますか、閣議決定、省議決定でできている法的措置の伴わないものにつきましては、休会明けの国会においてできれば廃止したい、万止むを得ないものにつきましては、参議院の御趣旨に従ひましてこれを法制化するという只今堅持であります。さう御了承頂きたいと思ひます。

○梅津錦一君 元来審議会或いは協議会が必要があつて生まれたのでありますから、そう輕々に廃止すべきものではない。その必要であつた大本を探つて、現在の時局に必要なという結論が出たものはまあこれは当然であります、併しながらいふよりもあつたほうがよいという程度でも、これはプ

ラスですから、余りに行政整理という名目に促されて、一方的にこれを廃止されることは私は希望しておりませんし、なお委員会、協議会が活潑に活動して、少くも民意を反映するような立場にあるものは、政府において援助することも必要でありましょうし、或いはその機構に対して十分の処置をとられることも必要であると思ひますので、機能を十分に發揮して、民意の十分反映することを希望して、政府に対する万全の措置をお願いするわけであります。

○政府委員(城義臣君) 只今の梅津委員の仰せられますことにつきましては、勿論政府といたしまして、ただ整理のための整理という趣旨はいささかも持つておりませんので、あつたほうがベターでありますものにつきましては、仰せの通りに民意を十分に反映せしめるという趣旨におきまして、御趣旨に副うように努力したいと思つておる次第であります。

○竹下豊次君 従来各種の審議会及び協議会等設置する場合におきましては、当然法律によらなければならぬものであるにかかわらず、法律を制定する手続を略して、閣議で以て審議会なり協議会を設けられたものも相当にたくさんあるのであります。私などはこれは少くとも法律に抵触した方法で設けられたので、いつかこれを整理してもらわなければならないという希望を持つておつたのであります。ところが政府のほうにおきまして、その点を反省されまして、従来閣議決定だけでこしらえておつた協議会なり審議会というものは、この際これを廃止する、そうして残さなければならぬとい

うな性質のものは、次の国会において正式の手続を経た上で設置するということにしたいという御説明のようでございます。御説明も誠に結構だと了承いたしました次第でございます。つきましては、私は現在提案されておりまする国家行政組織法の一部を改正する法律案では不十分の点があると思ひますので、以下申上げる通りの修正案を提出したいと存じます。

国家行政組織法の一部を改正する法律案を次のように修正する。
第二十四條の二の改正規定の前に次の改正規定を加える。
第八條に次の一項を加える。

3 国会閉会中において、緊急の必要があるときは、第一項の規定及び前項中地方自治法第五十六條第四項前段に關する部分の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、各行政機関に第一項の審議会又は協議会を置くことができる。この場合においては、内閣は、当該政令公布後最初に召集される国会にその審議会又は協議会の設置に關する法律案を提出しなければならぬ。国会においてその法律案による法律が不成立になつた場合には、内閣は、すみやかに当該政令を廃止する措置を講じなければならぬ。

以上が私の提案します修正案であります。
この修正案を出します理由といたしまして簡単に申しますならば、審議会なり協議会を設置しなければならぬそれが急を要するという場合もあるわけであらうと思ひますから、すべて法律によらなければならぬとい

うことになりまうといふと、国会の開會中でなくては急にできないといふことに相成るのであります。閉會中に急を要する場合においては、間に合わないで困るという事態が起り得るだらうと思つております。そういう場合に善処するために、閉會中においても簡略な手続で以てこれを設立することができるといふ途を開く必要が生じて来るわけでありまう。その途を開くために閉會中におきましては、先ほど申し上げました修正案のような簡略な手続をとりました一応設置いたしまして、次の国会におきましてその問題に關して国会の承認を得ることにしななければならぬ。かように考えますのが私の修正案提案の理由でございます。どうぞ皆さん御同意下さいまうようお願いいたします。

○梅津錦一君 今竹下委員から修正に對する趣旨の御説明がありました。その御説明の御尤もであるといふことは誠によく了解できました。元來こうした審議会或いは協議会が休會中において閣議で設置されて、それが国会が開かれてもそのことが問題にされずに、政府委員がたま／＼申されたように、閣という形になつておつたのです。これをすつきり、行政組織法の建前と国会の審議權尊重という立場からこゝういふような修正がなされたことは、より一層こゝうしたものが明るみに出て、而も公平な批判がなされた後に、国会に法案を提出する立場から、主国会における建前であると思ひますので、そうした意味合いからこの修正案に對して賛成するものであります。

○委員長(河井彌八君) 只今竹下君から御発議になりました修正案、この修正案に賛成の諸君の挙手を願ひます。
〔総員挙手〕
○委員長(河井彌八君) それでは全会一致と認めます。
次に国家行政組織法の一部を改正する法律案の他の部分につきまして採決いたします。これは御異存ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。これも全会一致と認めます。よつて本案は修正議決すべきものと決定いたしました。
なお委員長報告は、委員長に御一任願ひます。賛成せられたかたの御署名を願ひます。
多数意見者署名
梅津 錦一 尾山 三郎
郡 祐一 カニエ邦彦
林屋龜次郎 中井 光次
竹下 豊次 横尾 龍

○委員長(河井彌八君) それでは十二時になりましたから、一時半まで休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後二時五十三分開會

○委員長(河井彌八君) これより大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、午前に引續いて内閣委員会を開會いたします。

前回この法案については政府の説明がありまして、それに対して質疑があつたのであります。なお質疑も若干あると認めますから、この際御発言を願ひます。

○カニエ邦彦君 前回にもお話を伺ひたいしたのですが、大蔵省設置法の

一部を改正する法律案の要綱という資料の四番の点であります。この四番の点の、総務部を廃止し、次長及び徴収部を設けるという点であります。この次長という点で、長官のほうから非常に仕事が多くなつた。従つて事務量も相当多くなつて、どうも長官一人では手が届きにくい、だから次長を置いて完璧を期したい、こういうようなお話があつたのであります。その後ほかの資料を調べて見ましたら、大蔵省の外局もほかにあるのであります。が、次長をやはり置いてないのです。ね、調べますと。そうすると今度大蔵省の外局では国税庁が初めて次長を置くことになるのです。それとそれから各省の外局では次長を置いておる所も相当あるのです。実際は。ところがその置いた時の事情というものは、仕事の実質な面よりも、むしろ人のやりくりの面で国会としてもしつ／＼承認したという形であつたように私記憶しておるのであります。従つてどうしてもこの際次長を置かねばならないということかどうか、もう一度一つ長官から御説明を願つて、願わくば次長を置くという点についてはやめて頂いて、このままの形でおやり願えないかどうか、この点であります。一つ長官から御説明を願いたいと思ひます。

○政府委員(高橋衛君) 次長を国税庁に設置することの必要に關しましては、この前も御答弁を申し上げました次第であります。その第一の理由は、税務におきましては直税部とか間税部、調査査察部というふうな賦課の面と、今度新たに設置をお願いしております徴収部という徴集の面、結局最後のあと始末をいたします面との総合調整が必要であります。のみならず、同賦課の面におきましても調査査察部の中の調査の仕事と所得の調査の仕事と、これは同じ性質の仕事であります。が、ただ納税者の大小によりましてこれを区分して所管しております。ありますが、その間の調整も是非必要とするのであります。そういうふうな各部の仕事の総合調整という仕事は勿論長官の責任ではあります。が、非常に具体的な細かい問題が非常に多い人ではなし得ないというので、どうしても次長を置きまして、その間の補完をしなければならぬという必要を感じております。第一、それから次に御承知の通り、税務行政面の監督といったしましては、国税庁に長官直属の監督官を五十名置いておるのであります。又全国百六十名に上ります。税務官吏の身分上の監察という面からいたしまして、今までやはりこれも長官直属の官吏として監察官を六十名置いておるのであります。今回これを百二十名に御増員をお願いいたしておるのであります。これらの職員はすべて建前上長官直属ということになつております。關係上、なか／＼総務部で以て総合調整ということがむずかしいのであります。これらの監督の方向並びに監察の方向というものは、やはり全体の税務行政の方向と完全にマツチして行かなければ、税務行政の能率を上げることが困難であるというふうな面がございます。そういうような面からいたしまして、やはり単に総務部長というのでなしに、次長という立場において、つまり監督官も監察官もその配下として指揮監督すること

の必要がありまると同時に、各部の総合調整に關しましては総務部長という地位でなしに、やはり次長という地位でこれを総合調整して行くというところが是非必要であると考えますので、只今の御趣旨であります。が、何とかしてこの際次長をお願いしたいと思ひます。而して国税庁の仕事の大きさは御承知の通り職員も六万を超えております。し、仕事の内容も実に複雑であります。非常に困難な仕事でございます。又仕事のやり方といたしまして、曾つては殆んど第一線の機関であります。財務局、税務署員のやうなことに大体任せて参つたのであります。が、どうもそういう方法では全体の税務行政の不公平を生むと申します。か、各地域間、各業種間の本当にそれぞれに適合した行政をやつて行くといふことはなか／＼困難であるといふ見地からいたしまして、特に国税庁を作りましてそれらの負担の公平を期する、又税務行政を大きく民主的な方向に引つ張つて行くといふには、やはり中央に一つの相当大きな強力な機関があつてそれを指導して行くのでなければ十分でないといふ見地からいたしまして、国税庁を設置いたしましたのであります。が、それも当初の間は、第一線の陣容が余りに急激に中央に引抜かれることによつて弱くなるというところは、やはり税務行政の遂行上非常に障害もございまして、順次これを充実にして行くといふ方針をとつたのでございます。従つて当初は五百三十名の定員でございましたが、昨年にござましてこれを七百三十名に本職員も増員いたしました次第であります。今日又監察官の増員をいたしますと、又は各課

税につきましての総合調整、事後の審査をいたしますとか、又は徴収後の処置をいたしますといふに、本庁で直接監督し、直接各地域間の不都合を調整して行く、そうして公平の目的を達成する、又税務行政の民主化を強度に推進して行くといふ方向に本庁自体が乗り出して行きたいといふ考えを持つておりますので、そんな点から申しまして、やはり長官の下に次長を是非この際設置するようにお願いしたいと思ふ次第であります。

○カニエ邦彦君 次長の責任という点では、今度設けられる次長はどういふふうなことになるのですか、ただ長官にすべての責任があつて、別に次長にはこれという責任がないということになりますか。

○政府委員(高橋衛君) お尋ねの通り、全部の責任は長官にある次第であります。併しながら次長を設置しました上は、次長に或る程度の内部の事務の統轄という面の仕事の委任をいたしまして、そうしてある段階までは次長で以て十分に全体の統轄がなして行けるというふうな建前にいたしたいと考えております。

○カニエ邦彦君 ところで長官が次長に或る程度のものを委任すると言われのですが、勿論その委任の内容も大体聞ききたいと思ふのですが、それよりもやはり置く限りにおいては次長はこれこれ、これ／＼に關しては責任があるのだという明確なものがなければ、何か中間に屋上屋のような感じを與えられるのですが、もう少しはつきりさせないといふ……。

○政府委員(高橋衛君) この設置法の第二十九條の二に書いておりますよう

に「次長は、長官を助け、庁務を整理する。」といふことに相成つております。而して主として内部の各部間の調整といふ事か、又は監督官、監察官の実際の事務の運営のやり方といふうな問題については、つまり庁務の細部に關しては大体において次長が指示をし、又その決定をして行く、勿論その委任をいたしましてその責任は長官に帰属するのであります。が、具体的な決定をその段階においてやつて頂きます、大きな方針でありますとか、又はその他重要な事項については全部を監督して行くといふふうに相成ろうかと考えるのであります。

○カニエ邦彦君 そうすると、やはり長官に権限があり責任があつて、次長にはこれといふ権限、責任という明確なものは一応ないことになるのですか。

○政府委員(高橋衛君) 次長の責任は、委任を受けた範囲において次長の責任があるものであります。が、委任をしたこと自体については長官に責任がある。そういうふうにお答えいたして置きます。

○梅津錦一君 この第五項ですが、国税庁監察官を六十人から百二十人に増員することは、監察官の業務はこの前も問題になりましたのですが、大体の仕事は現在どういふことをやつておりますか、概括的に、大要で結構ですか……。

○政府委員(高橋衛君) 昨年の春の国会におきまして国税庁監察官の制度を新らしく設置したのであります。国税庁監察官は国税庁所屬職員の上の身分の監察をするのがその職責であります。而して国税庁所屬職員に對しまして

は、又は所得稅等に関連する事項については、その相手方等につきまして或る程度の警察権が與えられてゐるのであります。而して監察官はそういうふうな或る意味における中央警察官の仕事をしたまはすので、その他の仕事はなし得ないというふうに相成つてゐるのであります。

○梅津錦一君 本庁直屬になるわけですか。

○政府委員(高橋衛君) 国税庁長官の直屬の仕事であります。

○梅津錦一君 今御説明頂きましたこの監察官が税務官吏の原始的な役割をやる上から、むしろ税務官吏という本来の職責を離れて、むしろ原始的な或いは警察官的な形に出て税務官吏を被扱扱いにするようなことのきらいがあるかどうか、その点に対してないと言へば勿論私は問題ないのですが、そういう例があるかどうかをお話し願ひたいと思ふのであります。

○政府委員(高橋衛君) 監察官も同じように国税庁の所屬職員であります。併しながら所屬職員ではありませんが、設置法の規定によりまして監察以外の仕事をなしてはならないという建前になつておりますので、専門的な税務職員の身分上の監察をすることになつております。而して私どもは、従来はやもすれば税務職員の非行及び事件がありまして、いゝゆる通俗的に言いますところの臭いものに蓋をするというふうな傾向がややつたのであります。やがて今度はそういうふうなやり方では税務職員の本当の肅正はできないというふうに考えましたので、監察官を置きまして、むしろそういうふうな方向にやなしに、悪いもの

はどん／＼削つて行く、併しながら同じ税務部内の職員でありますからそれが持続するかどうか、その他の措置によつて十分その非行を糾し、立派な税務官吏として育て上げられ得るかどうかという面についての判断をいたしまして、悪質な者はどん／＼檢察庁に送致もいたしますし、その他の確な摘発をやりたいと考えてゐる次第であります。

○梅津錦一君 そこで私は幾つか例を知つてゐるのですが、監察官が非常に地方の税務署に行つて、まるで態度が……一々税務職員を呼び捨てにして、誰々来い、お前はこういう投書があるが、この投書に対して申し開きができるのかできないのか、こういう態度でただ一つの投書なり或いは聞き込みを証拠にして非常に税務署内の空気を壊してゐるという例も私は聞いてゐるわけですか。建前は一応了解できると思ふのです。併しながら人を得なければやたらにそういう一つの権力機關のやうな、まるで民主主義と相反する形から、お互いに納得せずで話を進めるのならないのですが、一方的に押し付けるやうな形ではこれを庇うものは何もないわけですか。言い換えればそれに対する証人も立てるわけには行かないしするから、言い換えれば疑惑を持たれた人は直ちに被告扱いされると、こういうやうなことを私は税務官吏の身分上から考えて非常に氣の毒だと思ふのです。こういうやうな監察官の又監察をするやうな機關がない以上、まだ相当人選には考えなければならぬと思ふ。そこでこの監察官の人選に対しては、どういふことを人選の基礎にしてゐるか、その点を聞きたいと思

うのです。

○政府委員(高橋衛君) 只今お尋ねのありましたやうに、そういうふうな單純な風評であるとか、投書等によつて苛酷な扱いをするというところは誠に成しめなければならぬと考へておられます。実は監察官の人選に關しては非常な苦心を払つてゐるところであります。大体只今までのやり方といたしましては、各局局長から適任者を推薦して頂きまして、その人それ／＼について審査をして本庁で発令をするという建前をとつてゐるのであります。而して従来司法警察官、つまり檢察庁並びに警察の手によつてその多くの非行事件が調査を受けておつたのであります。が、何と申しまして税務の仕事は非常に技術的な仕事でありまして、檢察官がその内部の仕事の進行の方法なり、手続なり細かい仕事を十分に知つておられますので、従つて例へば事実の投書がありましてした場合におきまして、それが果して真相にどの程度合致してゐるかというやうなことを判断をするのには極めて能力がありまして能率的に行けると思ふのであります。而して又同じ税務部内の職員でありますので、その点は若しもそれが真実に遠ざかつてゐる場合におきましてはむしろその立場において処断することもできます。私もどはこの監察官の制度を作りましてのことによつて、相当税務部内の肅正もなし得たと考へております。し、又そういうふうな只今御懸念のやうな点もむしろそれによつて非常な緩和されると申しますか、或る程度は排除し得てゐるのではないかと申すに考へてゐる次第であります。

○梅津錦一君 監察官を選定する場合

にはその管内の税務職員の投票で、誰がいだらうという、立候補もあればそういうふうなことをやつて見て、そういうやうなものを参考にすることが、それを聞きたいと思ふのです。

○政府委員(高橋衛君) そういうふうな税務職員の投票によつてきめるといふやうなことは全然いたしておりませんが、やはり全体としてよく人を見る眼のあるかた並びにそういうふうな監察についての能力のある人、そういうふうな点からそれ／＼關係機關の意見を十分徴し、又その具体的な人物について、我々のほうで十分に検討をいたしました上で任命をいたしてゐる次第であります。

○梅津錦一君 この問題は税務官吏の全体にかかわる問題でありますので、税務官吏の総意というやうなものを十分私は参酌する必要があると思ふ。一方的に国税庁の上層部の人の會議によつて誰と誰がよからうとやつて見たところで、その本人に対する實際よく知つてゐるのは税務職員だと思ふのです。その点から税務職員全体の意見を何らかの形で聞いて、それを参考にすることが私はこの際希望したいのです。そういうことが可能か不可能かについてお尋ねしたいと思ふのです。

○政府委員(高橋衛君) 只今の御質問につきましては單に監察官のみならず、署長と言ひ、又局長の幹部と言ひ、やはり部下に十分に信望があり、そして十分に部下を把握して行ける、そして全体の能率を向上し得る人を一番適任だといふのであります。そういうふうな全体の動向と申しますか、空氣と申しますか、そういうものを十分に参酌して行きたいと思へてお

ります。併しそのために投票を行うとか又は何らかの機關を權威あるものとして採用するといふやうなことはいたしておりません。

○カニエ邦彦君 監察官六十名の増員であります。この六十名の増員は国税庁の全体の定員の枠内でやられるのですか。現在の定員から六十名増えることになるのですか。

○政府委員(高橋衛君) これは別途に定員法で以て御審議を願つておと思ひますが、国税庁全体としては昭和二十六年度におきましては、五百名だけの定員の減になるのであります。従つて現在の職員を監察官に振替えるという性質のものであります。而して現在

は各局局長に監察課というのをごいまして、この監察課の職員は設置法によつてこの監察官とは違ひますので、いゝゆる司法警察権は全然持つてゐないものであります。構想といたしましてはこの監察課を廃止いたしました。それらの職員を一本の監察官というものにして、そして一貫したところの監察行政をいたしたい、そういう趣旨であります。

○委員長(河井彌八君) 大体御質疑は盡きたと認めます。この際御意見があれば御発表を願ひます。……別に御発言がなければ、採決をいたします。大蔵省設置法の一部を改正する法律案、本案に御賛成の諸君の御拳手を願ひます。

〔総員挙手〕
○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。ではこれは可決すべきものと決定いたしました。
委員長長の報告は、委員長にお委せを願ひたいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(河井彌八君) なお御賛成の諸君の御署名を願います。
多数意見者署名

カニエ邦彦 梅津 錦一
尾山 三郎 松平 勇雄
林屋龜次郎 中井 光次
郡 祐一

○委員長(河井彌八君) それでは次に問題といたしますのは行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。

前行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について政府の説明を求めたのでありますが、本日は引続いて委員諸君の御質疑のあるかたにお願いいたします。

○梅津錦一君 二十六年予算定員は大体において相当増えていると思うのですが、何%くらい定員は増えているわけですか、全体について。

○政府委員(中川融君) 今度の定員法で増えているのは、説明資料としてこの間提出いたしましたのに書いてありますように、差引き一万四千四百四十四人の増となっておりますが、このうちすでにこの前の定員法、昨年の定員法改正で、電通省の職員につきましては別に必要な場合には政令でこれを増やすことができるという分が入っておりますので、その分が結局二千二百九十九名現在すでに政令によつて置かれておるわけでありまして、従つてその分は振替えといえますか、予算上は純増には入らないわけでありまして、大体それを引きましたもの約八千名が今回予算で増えるということになりまして、従いまして八十四万の定員のうち

の八千名でありますから約一%の増というところに相成ります。

○郡祐一君 行政機関の定員を減員されるというところについては、政府は非常に前から大変熱心にやつておられ、恐らくその主管部局である行政管理局はやはりその方針を続けておられると思ひますけれども、この法律案に落着くまでの各省の要求といひますか、その要求と、それからこの結果、或いは予算上認めていいます予算定員と申ししますか、今予算定員という名前はないかも知れませんが、そういうものと、この法律案に出ておる結果、こういうものについて大体どんな方針でやつておられましようか。又これからいろいろと国の、国が何と申しますか、發展して来ると又官庁の定員を減やしてくれという傾向は強くなつて来ると思ひますけれども、こういう場合に行政管理局あたりはどういう態度で行こうとしておられますか。

○政府委員(中川融君) 全体の方針といたしまして、今の行政機関の職員の数を減やさないようにする、でき得ればこれを減らして行くというのが一貫した方針であるのであります。併しなからいろいろの情勢によりまして、殊に今の客観情勢と申しますか、止むを得ない増員は毎年あるものであります、例えば今の電氣通信関係の職員が増える、これは電氣通信施設が増加するに從ひまして当然それを扱う職員の数が増えるのは止むを得ないのであります、今大規模に電氣通信関係の一つの整備をやつておりますから、今年におきましても八千人、昨年は約四千人も増えています。これも今暫らくはこういう傾向が続くのではない

かと思われまゝ。又治安関係におきましても、海上保安庁におきましては相対的に言へばこれらも今一般公務員として定員法の中に入つております。こういう関係で増えます止むを得ないものがあつたために、一般行政の部門におきましては極力職員を減らしておるのであります。それにもかかわらず形の上では定員法で、只今申しました通り、八千人ほどの増というところになつて参ります。これはそういう特殊の要求があるために、止むを得ない状況であるというふうな考へております。併しながらこれを實質にきめて見ますれば、只今申しましたような電通関係の職員というやうなものを引いて考えますれば、今回は決して實質的な増員には、いわばなつておらない。勿論一般行政官庁におきましては、職員の数は實質的には多少なりとも減つておるといふふうになつております。又来年度の予算との関係であります。これは今回の定員法改正に當りましては、大蔵省における予算を査定いたしました内容を行政管理局で再び検討いたしました結果、大体において予算の査定が適當であるといふふう

に思われまゝしたので、予算の数を原則として、行政管理局にいたしましてこれを採用いたしまして定員法に盛込

んでおる、若干予算査定額において或る省から或る省に、予算定員の枠の総枠は変わらないけれども、或る省から或る省に移すことが適當であるといふふう

に思われまゝしたものを若干いじつた点がありますけれども、総枠におきましては大蔵省で認められたものをそのまま定員法に盛込んで、今回の改正案になつて提出されている次第であります。

○郡祐一君 これは人事院できめられるのかも知れませんが、例の級別定員、あれが各省の仕事を實際やつて行く上にかつて何か窮屈な、或いは實際に合わないとかいふやうなことを聞くのでありますが、そういうことはあるんでしょうか。

○政府委員(中川融君) 定員法なり或いは予算なりで官庁の職員の大枠の数がきまるわけでありまして、結局その中において幾らの給与をおのづかの職員に給付するかということが積り積りまして、人件費の増額となるわけでございます。従ひまして予算できめられました金額の中において、更に具体的に何人の職員を維持することができるといふことは、結局その職員がもらいます給与の額といふことによつて決定されるわけでございますので、人事院や大蔵省と協議いたしまして、この役所には何級の人間を何名という基準をきめておるわけでありまして、従ひまして、各省におきましては人事行政の見地からその人事院できめられた級別定数に從つて、それによつて人事の承認その他のことをやつておるわけでありまして、この場合にはその級別定数以上に、例えば或る級の職員を増やしたいといふやうな必要が出て

参ることがあるのであります。その際

にその省が人事院に折衝いたしまして、予算のほう都合がつかせんとそれが承認されないという結果になりますので、各庁としては、人事行政からは多少不便を感じるということはあるかと存じます。併しながらその制約はもとより経費の点から来た制約でございますので、大蔵省の予算当局と協議いたしました結果は、級別定数の変更といふことも許されるわけであり

ますので、その根本的な支障といふものはないのであるかといふふう

に考へております。

○郡祐一君 今定員を減少するとか、一般的な研究、何といひますか、行政整理のやうな御研究を行政管理局でやつていらつしやいませうか。いらつしやいませうか。

○政府委員(中川融君) 行政管理局といたしましては、いつも定員をできるだけ減少したいといふ考へておりますので、事務的にはいろいろの案を研究いたしております。併しながらそれが政府の案として表面に出ますまでにはいろいろの諸般の情勢或いは行政機構の改革のことと関連いたしまして出て参りますことになりまして、只今も御研究はいたしておりますけれども、表面にはまだ出て来ておらないやうな状況でございます。

○委員長(河井彌八君) 今日はこの程度にとどめます。それでは明日は本会議散会後に開会いたします。

午後三時三十分散会
出席者は左の通り。
委員長 河井 彌八君

せられたいとの請願。

第一四〇〇号 昭和二十六年三月十五日受理

保険監督行政機構整備強化に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋通り二ノ四(日本ビル七階) 社団法人日本損害

保険協会会長 田中徳次郎

紹介議員 愛知揆一君

わが国の民営保険事業は、大蔵省銀行局保険課の監督を受けているが、各種企業の発達に伴い、重要性和複雑性を増加している各種保険の調整を図り、これらを一元的に監督することは不可能であるから、保険の健全な発達普及と民生の安定を図り、併せて各種企業の発展を期するため、現行の保険監督行政機構を整備拡充して保険庁若しくは保険事業委員会または保険局を設置せられたいとの請願。

昭和二十六年四月十日印刷

昭和二十六年四月十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁